



☎ 23局 3524 FAX 23局 0180

▼街づくり推進課

緑に囲まれた快適な生活環境づくりを推進するため、「自宅の道路(公道)沿いに、生垣を新設される方を対象に、補助金制度を設けています。申請は、必ず生垣を新設する前に行ってください。」
※詳しくはお問い合わせください。
▼対象Ⅱ市内にある居住用宅地などを所有する方、または借地権を有する方 ▼対象となる生垣Ⅱ次のいずれの要件も満たすもの①生垣の長さが連続2m以上②樹木の高さが90cm以上③生垣が公道に沿っており、道路の中心線から2m以上離れた敷地側の場所である ▼補助額Ⅱ生垣新設設置費の2分の1以内(上限額5万円)

**生垣設置奨励事業補助金制度
をご利用ください**

**平成23年度後期高齢者医療
保険料が決定します**

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は50万円です。

◆保険料の減額

4月1日現在の世帯状況において、「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により、均等割額・所得割額の減額が判定されます。

ただし、年金所得については、特例として、さらに15万円を控除した額で判定されます。

◆保険料の支払方法

年金からのお支払い(特別徴収)や口座振替または納付書(普通徴収)でお支払いください。口座振替でお支払いいただく場合は、市役所で手続きが必要です。お問い合わせください。ただし、年金の額が年間18万円以下の場合、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の

2分の1を超える場合は、口座振替または納付書によるお支払いとなります。

◆保険料の納期

・特別徴収

平成21年の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成22年の所得で本算定した保険料を10月・

12月・2月の年金からお支払い

・普通徴収

7月から翌年2月までの計8回で納付(7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合あり)

▼保険年金課

☎ 23局 3514 FAX 23局 0180

■保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 41,844\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 0.0785$$

■保険料の減額

- ① 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の所得金額の合計が33万円以下の方 → **均等割額を8.5割減額(6,276円)**
- ② ①の方のうち、世帯内の後期高齢者医療被保険者全員が、年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯の方 → **均等割額を9割減額(4,184円)**
- ③ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(24万5千円×世帯主でない被保険者数)以下の世帯 → **均等割額を5割減額(20,922円)**
- ④ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 → **均等割額を2割減額(33,475円)**
- ⑤ 後期高齢者医療制度に加入する直前は職場の健康保険などの被扶養者であった方 → **均等割額を9割減額(4,184円) ※所得割は賦課されません**
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた額が58万円以下の方 → **所得割額を5割減額**